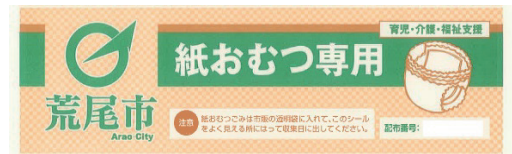


紙おむつシール

2歳未満の乳児(荒尾市に住民票を有する方のみ)や、荒尾市家庭介護用品給付事業の紙おむつ給付対象者及び荒尾市日常生活用具給付事業の紙おむつ支給を受けている方は、申請により紙おむつ専用シールを配布しています。

汚物を取り除いた紙おむつを市販の透明袋に入れて、シールを貼って**燃えるごみの日**に出してください。



- 2歳未満の乳児の方
紙おむつシール交付申請書を市民課に提出してください。
- 介護用品給付紙おむつ給付対象者、日常生活用具給付紙おむつ給付対象者については福祉事務所にお問い合わせください。

不法投棄は犯罪です!!

廃棄物をみだりに捨てることは、法律で禁止されています。

これに違反した者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処され、又は併科されます。

※法人にあっては、3億円以下の罰金に処されます。

土地所有者、管理者の方は不法投棄に巻き込まれないよう、土地の適切な管理をお願いします。

野焼きは禁止されています!!

廃棄物の野外焼却(野焼き)は、廃棄物処理法で禁止されています。

例外規定もありますが、周辺住民の生活環境に支障が出た場合は、現地確認のもと指導の対象となります。

野焼きを発見された場合は、環境保全課(0968)63-1370 までご連絡ください。

